

について

7月は「愛の血液助け合運動」月間です

近年、少子高齢化が進み、10〜30代の献血者数が著しく減少しています。今後、輸血を必要とする人を支えていくためにも、若年層はもちろん、各年代層で支え合っていくことが大切です。市では、献血バスが定期的に運行していますので、成分献血や400ml献血へのご協力をお願いします。お問い合わせ先 滋賀県赤十字血液センター ☎077

504-6311番、ホームページ <https://www.bs.jc.or.jp/kksniga/>

平成30・31年度の後期高齢者医療の保険料

平成30年度の1年間の保険料額や、支払方法をお知らせする通知書を、7月中旬に送付します。

▼保険料の計算
平成30年度の保険料は、29年中の所得に基づいて計算します。

保険料

区分	平成28・29年度	平成30・31年度
被保険者均等割額	45,242円	43,727円
所得割率	8.94%	8.26%
年間保険料の上限額	57万円	62万円

※保険料率は2年に1度見直しされます。次回の見直しは2年後です。

▼保険料の支払方法

特別徴収の人（通知書の特別徴収の欄に、金額の記載がある人）は、年金からの引き去りにより保険料をお支払いいただきます。

普通徴収の人（通知書の普通徴収の欄に、金額の記載がある人は、納付書か口座振替で保険料をお支払いいただきます。



国民健康保険 高齢受給者証の更新

70歳から74歳の人には、保険証のほかに高齢受給者証を交付しています。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、原則7月31日までです。新しい高齢受給者証は7月中旬に送付します。8月になっても新しい高齢受給者証が届かないときは、お問い合わせください。

後期高齢者医療 保険証を送付

8月1日からの新しい保険証を7月中旬に送付します。簡易書留で送付するため、受取に受領印が必要です。

現在、後期高齢者医療制度に加入している人の保険証はうぐいす色（薄緑色）になります。8月1日以降は、今までの保険証有効期限が平成30年7月31日になっているものは使えません。破棄するか、両保険年金課にお返しください。

申請・問い合わせ先
両保険年金課 ☎30-6112番、FAX 22-1300番

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ

高額療養費制度は、1か月の医療費が高額になり、決められた自己負担限度額を超えた場合、限度額以上に支払った部分を払い戻す制度です。8月診療分から、70歳以上の人の限度額が下表のとおり変わります。

限度額適用認定証の交付申請

入院や通院で毎月の医療費が高額になる場合、あらかじめ「限度額適用認定証（認定証）」などを提示すれば、窓口での自己負担額の支払いを一定限度にとどめることができます。（保険適用外の部分は自己負担が必要です。）

▼限度額 病院に支払う自己負担額（月当たり）には上限が決められています。上限額は年齢や世帯の所得に応じて異なります。

▼認定証の交付の対象

7月まで70歳以上の住民税非課税世帯の人、70歳未満の人【8月から】70歳以上の現役並みⅠ、Ⅱの人、住民税非課税世帯の人、70歳未満の人

適用区分	7月まで		適用区分	8月から	
	現役並み	一般		現役並み	一般
課税所得145万円以上の人	57,600円	80,100円（※2） （44,400円 ※3）	Ⅲ 課税所得690万円以上の人	252,600円（※4） （140,100円 ※3）	
課税所得145万円未満の人（※1）	14,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 （44,400円 ※3）	Ⅱ 課税所得380万円以上の人	167,400円（※5） （93,000円 ※3）	
Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円	Ⅰ 課税所得145万円以上の人	80,100円（※2） （44,400円 ※3）	
Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	8,000円	15,000円	課税所得145万円未満の人（※1）	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 （44,400円 ※3）
			Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円
			Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
※2 医療費が26万7千円を超えた場合は、超えた分の1%を加算します。
※3 過去12か月以内で上限額に3回以上達した場合、「多数回」に該当し、上限額が下がります。
※4 医療費が34万2千円を超えた場合は、超えた分の1%を加算します。
※5 医療費が55万8千円を超えた場合は、超えた分の1%を加算します。

▼手続方法 印鑑・保険証を持って、両保険年金課、支所各出張所で申請してください。

▼すでに認定証をお持ちの人（認定証の更新について）
現在お持ちの認定証の有効期限は原則7月31日までです。8月以降の更新に必要な手続きは次のとおりです。

国民健康保険に加入の人

再度申請が必要です。両保険年金課または支所、各出張所で申請してください。

後期高齢者医療に加入の人

更新手続きは必要ありません。平成30年度も続いて住民税が世帯全員非課税の人には、8月以降の認定証を新年度の保険証に同封して、7月中旬に送付します。

▼限度額を超えて医療費を支払った場合

限度額を超えて支払った医療費は、高額療養費として還付を受けることができます。請求手続きには領収書の原本が必要ですので大切に保管してください（対象者は通知を送付します）。

＜ 告 白 欄 ＞

屋根補修 漆喰塗り直し
(雨漏れ補修) 屋根・外壁塗装
総合住宅リフォーム ローンOK!
住まいのことなら何でもおまかせ!
月々5,000円~
【本 社】
彦根市和田町41-11
☎0120-272-852

未経験者大募集! ●親切・丁寧に指導致します
●経験者も可

■営業社員(正社員)
★60歳以上の方も大歓迎
基本給 月給 **25万円**+歩合+各種報奨金
月収 **50万円**以上可能
【勤務】9:00~17:00
【休日】毎週火曜日及び隔週水曜日
【待遇】各種社会保険完備・交通費支給【応募】まずはお気軽にお電話下さい。

■左官(正社員)
★20代~40代の方活躍中!
基本給 月給 **30~40万円**
例:現在23歳、経験1年で
月収 **32万円**以上の実績
【勤務】8:00~17:00
【休日】月6~8日

▼普通徴収の人の納付書
通知書と納付書は別々に送付しています。通知書と納付書の到着が前後する場合があります。
納付書は年間分を一度に送付します。各納期限までに金融機関やコンビニエンスストアなどでお支払いください。
お問い合わせ先 両保険料課 ☎30-6145番、FAX 22-1398番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-52273013番

住所 _____
フリガナ _____
氏名 _____
電話番号 _____ 性別 男 女
年齢 20歳未満 20歳代 30歳代
40歳代 50歳代 60歳以上